

新たな農林水産省知的財産戦略(案)の新規・主要事項

1 東アジア植物新品種保護フォーラムの積極的な推進

東アジア市場に対する我が国農産物の輸出促進等を図るため、「新成長戦略」^(注)を踏まえ、日本のイニシアティブにより設立された「東アジア植物品種保護フォーラム」の活動を積極的に推進し、同地域における品種保護制度のレベルアップを図る。

(注)「新成長戦略(基本方針)」においては「知的財産権の保護体制の構築などを行うことにより、アジアに切れ目のない市場を作り出す。」と記述。

2 知的財産相談のワンストップ化

農山漁村の6次産業化支援のためのワンストップサービスの一環として、地方農政局に知的財産についての総合的な相談窓口を設置。

3 AI(アグリインフォマティクス)システムの開発

情報技術を用いて、篤農家の技術・ノウハウ(暗黙知)を農業者一般に利用可能な形に置き換えるシステムを開発。併せて、知的財産としての管理手法等を検討。

4 食文化の創造・活用

農山漁村活性化のため、地元の食材を核とした伝統料理や創作料理の開発・活用を支援。併せて意匠や商標などの権利取得を促進。

5 地理的表示の検討

農林水産物・食品のブランド化推進策の一環として、地理的表示(決められた産地で生産され、指定された品種、生産方法、生産期間等が適切に管理された農林水産物に対する表示)を支える仕組みについて検討。

〔参考 前回(平成19年3月)の知的財産戦略の主要な成果〕

- 1 技術・ノウハウの管理手法や許諾契約に係るマニュアルの作成等の農林水産現場の知的財産の活用・流通手法の開発
- 2 研究者の連携促進及び品種及び特許情報共有のための「農林水産知的財産ネットワーク」の構築
- 3 普及指導員等地域の指導的立場にある者に対する知的財産研修の実施